

昭和 2 4 年 7 月

税制改正に関する中間報告

税 制 審 議 会

税制改正に関する中間報告

(四七、二税制審議会)

インフレーションを克服し、危機に轉じている日本経済を再建し、自立せしめるには、あくまで経済安定に関する九原則の策に沿って、まず財政收支の真の均衡を図るべきであり、そのためには可能なる限りの租税負担にたえて國民等しく耐乏生活に徹するの要あることはいうまでもないところである。しかし、敗戦後の疲弊している國民経済の再建は、合理化せられた税制の下に適正な課税をするのでなければ、所期の目的を達しないばかりでなく、思想上にも非常な悪影響を及ぼし、延いては社会を混乱に陥しいる虞れがある。然るに現行の税制は、必ずしも合理的なものとい、難く、徴税もまた適正を欠くもの多く怨嗟の的となっているので、これが合理化適正化を図ることは焦眉の急務である。

以下において現行税制及び税務行政の包含する問題点を指摘し、税制改革の着本的方向について述べることにする。

第一 現行税制の包含する問題

一 一般の問題

税制全般に通ずる一般的問題としては、租税負担に関する問題、歳出削減の問題、租税体

系の問題、國税と地方税との調整の問題等が考えられる。

(一) 租税負担に関する問題

わが國の租税負担が著しく過重であつて、國民負担力の限界を超えていることは一般の輿論となつてゐる。

(1) わが國の國民所得の推計については正確度にかなり問題があるが、一應政府の調査による國民所得と國民負担（國税、地方税、專賣金等を含む）との割合の推移について見れば、昭和五―九年平均一四・四％のものが昭和二十二年度は一八・六％、昭和二十三年度は二〇・二％、昭和二十四年度は二六・四％になつて逐年著しく増大している。この比率は、米國、英國のそれに比べて大きいとはいえないが、我國と諸外國との間には実情が著しく異つてゐるので、これで負担の輕重を比較するのは早計である。

(2) 租税負担が重いか軽いかは租税がわれわれの實質的な生活費を脅威しているか否かによつて定まる。わが國に於いては戦後著しく實質的國民所得が低下し最近やや回復したが、なお、昭和五―九年平均内に対し昭和二十四年度においては総額に於て七九％、國民一人当に於て六四％程度と推計されてゐる。

またエンゲル係数は昭和十一年平均勤労世帯では三四・二%であつたものが、昭和二十三年十一月には大都市平均で六二・五%に達している。

更に所得の階層別構成から見ても所得額が著しく低いレベルで平準化されている。一面資産所得の比重は昭和十年には二・二%であつたものが、昭和二十四年には二・三%となつて

いる。
此等の事情を併せ考えるときに、名目的な國民負担率以上に實質的な國民負担は著しく重

- (3) インフレーションによる名目的所得に課税する現行税制が、また、負担を過重ならしめてゐる一因である。インフレーションのなかを昇進してゐる時期に於ては或る程度の名目的所得に対する課税は已むを得ないとするも、経済の安定に入らんとする時代に於て、なおこれに重課するときは資本の喰ひしと、縮小再生産とを来し、産業の再建に重大なる支障となる。

- (4) 農業及び中小企業の事業所得がその本質においては勤労所得と事業所得の中間的なものであるにかかわらず、勤労控除の如き特別の控除もなく、その上更に地方税としての事業

税と率一の比例税率で課せられている事情は少額の事業所得者の負担を一層過重ならしめている。

(二) 歳出の削減に関する問題

我國現下の財政状況では組紐負担の削減を固り得るかどうかは、歳出の削減が可能であるかどうかにかかるとは大きい。この見地から特に次の諸点に重点をおき、歳出の削減に全力を傾注すべきものと考えらる。

(1) まず、歳出中最も大きな部分を占める価格調整費の削減を計画的に、且つ極力すみやかに行うべきである。価格調整費はインフレーションを阻止する方策としてかなり大きな作用を含んではきたが、國民大衆から重い負担を徴収して他方これを価格調整費に流すという財政操作を現在においてなお続けることが賢明であるかどうかは疑わしい。第一に徴税及び配分に伴う行政諸費が損失となるのみならず、更にこの種人為的規制乃至保護が余りに長きに及んだため、附随的弊害がいろいろと発生していること等を併せ考えると、多少の生活費等の上昇は免れないが極力圧縮すべきである。

(2) 次に債務償還費を含む資本費補助費であるが、これは財政を通じて日本経済の再建に

必要な資金を賄う方法であつてその考え方には一應の理由はあるが、通常の経費を賄うこととさき重荷である財政の現状において更に租税によつて多額の資本蓄積を行ふことが得策であるかは疑問である。寧ろ國民所得を實質的に増加せしめ、財政を通じない通常の蓄積方法によることが民主的であり、且つ効果的でもあるものと考えらる。

(3) その他の財政消費的経費についても現行行はれてゐる行財政整理を更に一段と強力に推進し、中央地方の政府施設又は事務を検討し、当面之を行わねば非常な障礙を生ずるものでない限り思い切つた中止削減を行い、必ずしも政府が賄ふを要しないのはこれを民間に任せ、又経済統制事務の如きは大中に縮減すべきである。行政事務の科学的管理を實行し、支出の合理化を図ることも肝要である。

また終戦処理費については、従来とも総司令部の寛容な措置に感謝しつつある所であるが、なお、この上とも極力圧縮を希望したい。

(三) 租税体系に関する問題

現在のわが國の租税体系は必ずしも諸外國の体系と大差あるものでなく、これを根本的に改正する必要は考えられない。租税体系の問題としては、次の諸点が考慮せらるべきである。

(1) まず、直接税と間接税との比重に関する問題であるが、その比率は、昭和二十四年度は五三%対三七%となっており、租税体系中における直接税、特に所得税の比重が昭和五十九年平年に比して著しく重くなっている。戦後通義の類徴と間取引の横行により所得金額の調査把握が困難になつてゐる現状においては、直接税特に所得税に非常に多額な収入を期待し種々の弊弊を起すことは得策でない。従つて所得税を大巾に縮減し相対的には間接税に相効の比重を持たせて、比較的容易な間接税の取締りを励行することが当分の間は適當であると考へる。

(2) 取引高税は、本来決して良税ではないから、將來の方向としては、歳入の増減、増収による酒税の増収等によりこれを廢止すべきものと考えらる。

(3) 新税の創設として一應考えられるものは、経常的財産税、土地使用税、家屋使用税等である。

(1) 経常的財産税の創設は理論的にも實際上也実施すべき時期ではないと考へる。

(2) 土地及び家屋の使用税は、地代及び家賃の統制と関連して考へられる税であるが、不動産課税將來の方向としては、課税基準に再検討を加へ、現行地租及家屋税を適當に充

実すべきである。

(四) 國稅と地方稅との調整に関する問題

租稅体系に関連して採り上げるべき問題は國稅と地方稅との調整の問題である。此の点については新憲法の明示する地方自治拡大の方向を充分考慮する必要がある。

(1) 地方団体に課せられた事務分野は最近著しく増大したにもかかわらず、それに應じた財源がこれに伴わないため地方財政は全く危殆に瀕している。これを救済するには一方において冗費の徹底的節約を圖らしめるとともに六三制度、自治体警察制度、國民健康保險制度等に再検討を加え、所要の部分については國庫負擔の制度を設けると同時になお必要な財源はこれに賦與しなければならぬ。

(2) 地方団體に対する財源賦與の方法として考えられるのは現行稅目の稅率を引上げる方法、地方配付稅を増額する方法、新に所得稅附加稅又は酒煙草の消費稅を賦與する方法である。

(3) 現行地方稅は概してその稅率も限度に達しているからこれ以上稅率を引き上げて増收を期待し得るものは少い。むしろ他に財源を得て稅率を引下げる必要のあるものが多いと考へる。たゞ不動産に対する課稅は所得稅等の減稅と併せてその課稅方法を研究すればなお

増徴の余地があると考える。

(四) 地方配付税は將來の方向としては財政調整に必要な限度に漸次縮減するを適當と考えるが、地方財政の現状及び普遍性ある代り財源賦與の困難等の事情に鑑み、当分はなおやぐとも現状程度へ所得税及び法人税の三三・一四％は維持すべきである。なお同級位の地方団体間の財源の調整は地方配付税によつて行はれているが異級位の地方団体間の財源の調整は税種の帰属によつて行うことも考慮すべきである。

(五) 独立財源として酒煙草の消費税を賦與するか所得税に附加税を賦課せしめるかはそれぞれ一長一短があり議論の収れる所であるが、普遍性が大きく且つ徴収の容易な点に鑑み、酒消費税の課率の引上、煙草消費税の賦與を希望する。

二 各税の問題

現行の税制中各税について改正すべき点はいくつあるが、帰するところは税法の規定する税率、控除等を合理化する点にある。税制を合理化すれば、税務当局の課税上の手帳も必要でなくなり、且つ脱税も次第に減少することとなるので、必ずしもそのまゝ、徴収となるとは考えられない。

以下、所得税、法人税等各税について改正の方向を述べることとする。

(一) 所得税

(1) 所得税の申告納税制度及び源泉徴収制度は適切に運営する場合には妥当性を有するものであるから、これを根本的に改正する必要は認められない。

(2) 現行の税率はその上昇率が余りにも小刻みに急激であるため、通常の所得に対する累積税率が著しく高くなっている。

それ故にため生産意欲勤労意欲を阻害し、脱税を誘発している。従って税率全体についてその階級区分を緩和し、税率を調整することが必要である。

(3) 現行の基礎控除、扶養控除は、生計費中飲食物費相当額にも足りない程度のものであり、低額所得者及び扶養親族の多い世帯の負担は過重になっている。従って基礎控除、扶養控除等を相当大巾に引き上げるべきである。

(4) 所得合算の制度も大所得者は別として小所得者には酷に過ぎ、現在の経済事情に副わぬ。また我國における農業及び小企業はその性格において寧ろ労働の組織であるから、事業従者の控除を認める等特別の考慮を加えるのでなければ農村負担及び小企業負担が重きに過ぎる。

(5) 所得税に経済政策的考慮を織り込むことは、必ずしも妥当と考えないが、予断金の利子及び株式の譲渡所得の課税については、資本の蓄積及び証券民主化等の見地からも、課税上の便宜の見地からも源泉課税等の創外的措置をとることは、少くとも当分のうちはやむを得ない。

(6) 早期供出奨励金、超過供出代金に対する課税については、価格公定並に供出強制の事情等に鑑み、食糧対策の一環として減免税等について適切な臨時的考慮を加えられんことを希望する。

(7) なお、所得税制については、譲渡所得の計算、納期及び申告の時期その他改正を要すべき事項について検討するとともにできる限り税法を簡易化して申告納税等を容易ならしめることが望ましい。

(二) 法人 税

(1) 法人税については企業資産の再評価の問題を解決することが急務である。即ち旧資産がもとの記帳価額のままでは減価償却が少いために資本の維持が不可能となり、また資本金額が以前の貨幣価値によるため超過所得税が重課される従つて旧資産を多く有して

いる法人は資本の喰潰しによって税金を納めることとなり、また新設法人との間に非常な負担の不公平を来す結果となっている。

- (2) 資産再評価の方式については、大蔵省税制審会の中間報告案が公表せられている。大抵においてその考え方に賛成であるが、再評価益に対する税率に若干の問題がある。少なくとも評価益を株式化した場合と、積立金に繰り入れた場合において税率に差等を設け且つ軽減なものとする必要があると考える。

- (3) 次に法人税の税率については、再評価後の状態に応じて普通所得及び超過所得とともに再検討を加える必要がある。

- (4) 更に金融機関については特にその健全性維持のためその保有する債権の売却につき適切なる考慮を加える必要がある。

(三) 相続税

- (1) 相続税については、税率、基礎控除、非課税限度等について所得税について述べたと同様の問題があり、適当な改正を行うことが必要である。

- (2) 贈與税については、全体の構想にやや無理なところがあり非課税財産特に公益法人等に

対する寄附金についても実情に添わない点があるので改正すべきである。

(四) 間接税

(1) 酒税については、すでに先般の国会で税率の引下げ等の改正が行われたのであるが、なお重きに過ぎる。種々困難な問題はあるとしても、この際思い切った造石を許し、税率の適当な引き下げを行えば、自然密造酒が減少し、供出が促進せられる結果、食糧事情に対する影響も少く、税収の増加も望むことができると思われる。清涼飲料税も酒税との均衡上再考慮を要する。

(2) 物品税については各種物品間の負担の不均衡について全面的に再検討を要するが、総体として税率が高過ぎる。税率を引下げても、取崩りを嚴重に行えば、税収は概ね減らないであろうというのが一致した見解である。なお物品税の納期については金融困難の情勢に鑑み適当な考慮を拂う必要がある。

(3) 織物消費税については、綿スフとその他の織物との間に税率の不均衡があるので改正を要する。

(4) 砂糖消費税については、輸入糖は援助物資ではあるが、これを非課税にしておくことは

有力な財源を喪失していることとなり且つ、サツカリン、スルチン等の物品税との間に不公平を生ずるから、課税すべきである。

(5) 印紙税、登録税等のような定額税率のものについては、なお引上げの余地があると考え

(五) 地方税

(1) 地方税法は収入額の零細な、社会政策的にも面白くない数多くの税目を列挙して課税を強制しているが、このような税種は、法定税目から除外して、課税は地方団体の取捨するところに委ねることとするのが適当である。

(2) 事業税、特別所得税、入場税、不動産取得税等はその負担がとくに過重であると認められるので、代り財源を興えて賦課率の引下げを図るべきである。

(3) 遊興飲食税の賦課率は戦時中行爲自体を抑制する意図を以って引上げられたものである。ので、税法も厳正に適用して収入を確保し得るよう税率を合理化すべきである。

(4) 道府県税については全面的に市町村の附加税が設けられているが、可及的にこれらの附

加税を廢止する反面、道府縣税の一部を市町村に安讓し課税の簡素化と責任態勢の強化を図るべきである。

(5) 地租及び家屋税は變化した今日の經濟の實情に合致してないから可及的速やかにこれを合理的に改正する必要がある。課税基準についても賃貸価格を基準とする現行制度よりも地価及び收益力を基準とするを一層合理的と考える。なお改訂に際しては家賃、單作地帯の土地及び家屋につき公平なる考慮を拂うよう希望する。

第二 稅務行政上の問題

最近の租税に関する問題は、一つの税制そのものが合理化されておらず、また、税率等の過重な点にあるが、一つは稅務行政の運営が合理化、能率化されていない点にある。その主な原因は徴税機構が弱体であること、國民の協力が充分でないこと等にあるのであり、その結果は、負担が公平を欠き、税率も不当に重くならざるを得ないこととなり、さながら重い國民負担を一層重く且つ納得し難いものにしてゐる嫌がある。

(1) 現行税制は概じて税率が重く、正確に納税すれば事業及び生活に甚だしく支障を生ずる程度

のものであることはこれを認めざるを得ない。そのため納税者は正確な申告を怠る傾向が強くなり、税務当局はやむを得ず納税者の大半について一方的に更正決定を余儀なくせられ申告納税制度が適切に運営されていないというのが実情である。

而して、徴収成績を向上せしむるために近年政府の採り来った方向は徴収の強行と徴罰主義とである。その結果は、往年の警察にやり今や税務当局が國民の怨嗟の的となっている。然しなから徴収の完遂はかゝる方針のみを以ては期し得られるものではない。速やかに税制の改革を実現し、税務行政合理化の基盤をつくるとともに、中央地方を通じて税務機構を整備強化し、税務行政の運営を改善する必要がある。

- (二) 近年急激に増大且つ複雑となつてきた税務行政の担当者として、現在の税務機構はなお、弱体である。また急激に増員した税務職員のうちには人格並びに能力の点で不適当なものも存在する事実も否定できない。税務に携わる職員の素質を向上せしめ、実情に即した適正な税務の運営を行うためにその地位及び待遇を改善すると同時に、不適当な者はこれを整理しまた優秀な職員を早急に養成する採用の拡充を行うべきである。

- (三) 申告納税制度の基礎となすものは正確なる帳簿の記帳である。

しかるに我國の中小企業者及び農業者に複雑な現代の会計帳簿の記帳を要求するのは無理である。従つてこれらの事業に適応する極めて簡易な帳簿制度を考案し、その普及徹底を図ると同時に、税務当局においても帳簿に記載せられし事実を尊重するようにせられたい。

- (四) 徴税に際して中央より第一線の税務署に努力目標を指示する制度は再検討を要する。第一線はこれを責任判当額と誤解して種々な無理を爲す原因となり、徴税面の相当多くの問題がここから發生している。

- (五) 納税を容易ならしめる一方法として納税組合制度及び納税証券の発行は研究に値する問題である。納税組合についてはこれに何等かの特点を賦與する等その設立を勧奨する措置を講ぜられたい。

- (六) 所得税及び法人税において更正決定が行われることは望ましい状態ではないが、今日の段階においてはなお已むを得ないと考えられる。然しなから、徴税能力がなお充分でない現況に鑑み、更正決定を行うに際しては、業者団体に意見を徴することとし、また更正決定に対して異議がある場合には臨時的措置として当分のうち民間委員会から成る諮問機関を設けて、これに諮問するようにせられたい。

第三 昭和二十四年度中の措置

以上において現行税制並に租務行政上に存在する問題点を指摘して税制改革の基本的方向について述べた、改革はすべて最も早い機会にその実施を希望するものであるが、少くとも左の諸事項は是れとも昭和二十四年度中において其の実施を圖らねたい。

一 所得税の軽減

前述せる所で明かなとおり本年度予算の要請する國民負担は明かに苛酷に失する。殊に、昭和二十三年中における物価及び労銀の騰貴の事情と併せ考えるときは、本年度の所得税の負担は昨年度より一層加重せられている結果となっている。勿論本年度中は予算との関連もあり、大巾に且つ徹底的な軽減は困難であると考えられるが、歳出の徹底的節約、不要資産の処分等によりできる限り多額の財源を捻出して所得税の負担軽減に充当せられることを希望する。

二 法人税の軽減

法人税の軽減もまた急務である。殊に外資の導入を促進しまた我國の産業として世界の産業との競争に十分耐え得るようになるためにも資産の再評価は急務中の急務である。法人税法の適切な改正によつて資産再評価を可能ならしめ、法人負担の軽減を期せられたい。

三、地方交付金の増額

本年度国庫予算の編成に当り地方交付金が大幅に削減され、その他の国庫支出金も極度に縮減せられたため、地方財政の運営は困難を極めている。最大限度に支出の抑制を図るべきことは、地方財政においてもまた同様であるが、従来から地方財源が窮乏の狀態におかれていた上に、地方団体の事勢には財源の有無によつて取捨し得る余裕のあるものは少いので、このまゝに、推移するときは勢い地方税の増徴、寄附金の強制等の形で国民負担が更に増加されることになる虞れが多い。このような事態を避け地方行政の円滑な運営を期するため、本年度国庫予算において捻出せられる余剰財源の相当程度を地方配付金の増額に充てられたい。

四、消費税の軽減

物品税、入場税その他消費税の中には、税率が高きに過ぎるために販路等を誘致し、従つてこれを低減しても大して徴収を生じない見込しのあるものがあるからこれ等については年度内に税率低減の措置をとられる様希望する。

